

第1章 保健・医療・福祉政策

いつまでも生きがいと 安心の持てる まちを目指します

-
- 施策 1-1 健康づくりの推進
 - 施策 1-2 高齢者福祉の充実
 - 施策 1-3 障がい者福祉の充実
 - 施策 1-4 子育て支援の充実
 - 施策 1-5 医療体制の充実
 - 施策 1-6 地域福祉の推進
 - 施策 1-7 社会保障制度の適正な運用
-

施策 1-1 健康づくりの推進

1 前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 保健事業の充実：市民の生活習慣病を予防するため、各種健(検)診の受診率向上を目指した PR 活動や、健(検)診結果を踏まえた健康相談、保健指導等を積極的に実施しました。
- 健康づくりの推進：食育推進計画を策定し、子どもたちの正しい食生活の推進に取り組みました。また、健康づくりのきっかけとなるよう健康サロン事業を展開しました。平成 21 年度から市民が各自の健康管理に取り組みやすいよう、健(検)診結果の経年データを記載した市民健康カードを発行しました。
- 「こころの健康づくり」の推進：市民の「いのちを守る」取り組みを推進するため、「潮来市こころの健康づくり推進委員会」を設置し、関係団体と連携して「こころの健康づくり」事業を展開しました。また、専門医による「こころの健康相談」を実施しました。
- 感染症予防の推進：母子、成人、高齢者の誰もが健康で安全な生活が送れるよう、感染症の予防接種の実施や意識啓発、育児相談等に取り組みました。また、平成 22 年度から市内の中学 3 年生女子を対象とした、子宮頸がんワクチンの無料接種に県内でも早期に取り組み、現在は中学 1～3 年生の女子を対象に実施しています。

【主な課題】

- 厚生労働省の市町村別生命表（平成 22 年公表）によると、本市の男性は県内で最も平均寿命が短く、さらに男性は脳出血での死亡が県内 1 位、高血圧性疾患・脳梗塞は 4 位、心筋梗塞は 10 位という実態があります（茨城県市町村別標準化死亡比：H18～H22 年）。早世予防には、生活習慣予防が重要であり、予防の決め手は健(検)診ですが、市の特定健診受診者は 35%にとどまっており、健康づくりに対する意識の向上と事態改善への取り組みが急務となっています。
- 高齢化の進行に伴い、医療費の増大も懸念されることから、市民の健康維持や病気の早期発見に向けて、各種健(検)診の受診率のさらなる向上を目指し、健康づくりに取り組む機会の増大や気軽に相談できる場の充実を図る等、健康づくりをこれまで以上に推進することが必要です。
- 人は様々なストレスを抱え生活していることから、上手なストレスとの付き合い方法を学び、一人で悩まずに健康的な生活習慣で自分らしい充実した生活が送れるよう、地域にゲートキーパーを育成し、「気づき・つながり・見守り」を励行できる環境を目指すことが必要です。

図表 健康診断・がん検診等の受診者数

〔単位：人〕

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
生活習慣病予防健診	426	418	748	659	655
胃がん検診	1,460	1,491	1,599	1,601	1,488
子宮がん検診	1,755	1,858	1,819	1,832	1,853
乳がん検診	マ 989 超 1,130	マ 939 超 1,101	マ 1,023 超 1,052	マ 891 超 1,055	マ 1,031 超 1,033
大腸がん検診	1,947	2,039	2,168	2,287	2,345
肺がん検診	3,291	3,039	3,107	2,982	3,165
前立腺がん検診	815	697	911	894	937
喀痰検査	74	64	47	46	54
骨粗鬆症検診	461	419	290	547	595

※マ：マンモグラフィ ※超：超音波

資料：かすみ保健福祉センター

2 施策が目指す姿

○多くの市民が食生活の改善や運動などの生活習慣の改善に取り組み、心身ともに健康で、いきいきと元気に暮らしています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
1	生活習慣病の男女別死亡割合	男性 50.7% 女性 42.6%	H24	男性 50.0% 女性 42.0%	かすみ保健福祉センター
2	ウォーキングに取り組むチーム数（連合会加入）	30 チーム	H24	36 チーム	かすみ保健福祉センター
3	母子保健における幼児健診率	85.5%	H24	90.0%	かすみ保健福祉センター
4	生活習慣病予防健診における受診率	9.3%	H24	10.0%	かすみ保健福祉センター
5	特定健診受診率	35.7%	H24	60.0%	保険年金課
6	特定保健指導実施率	54.8%	H24	75.0%	かすみ保健福祉センター

4 基本事業の展開

生活習慣の改善や健康づくりに関する啓発活動、栄養指導、保健事業等の充実に取り組み、市民一人ひとりが健康づくりに対する高い意識を持ちながら、世代や個人の状態にあわせて健康づくりに取り組めるようにします。

また、ライフステージにあわせた保健事業の提供や、健康維持や病気などの早期発見のための予防検診体制の強化に努めるとともに、近年、注目されている心のサポートにも取り組み、心身ともに健康な都市づくりを目指します。

施策 1-1-1 保健事業の充実

- 母子の健やかな成長を支えるための保健事業の充実を図るほか、各世代の健康づくりの支援を目指し、成人や高齢者等、それぞれのライフステージに応じた保健事業を推進します。
- 市民の健康維持を図るとともに、病気の早期発見を促進するため、各種健(検)診の受診率向上を目指し、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士による保健指導の連携強化に努めます。
- 心身の病気を未然に防止するため、医療機関と連携しながら、気軽に相談できる健康相談や保健指導の充実を図ります。

主な事務事業等

- 母子保健事業・予防接種事業
- 健康増進事業

施策 1-1-2 心身の健康づくりの推進

- 市民が健康でいきいきと元気に暮らせる「健康都市」を目指します。
- 市民の健康づくりに関する知識や関心を高めるため、暮らしの中での健康づくりに関する情報提供に取り組むほか、手軽にできる運動の普及や正しい食生活の推進など、市民の健康づくりに対する意識の啓発に取り組みます。
- 運動に親しむ環境の充実を目指し、健康フェスタやヘルスウォーキングなど、気軽にできる運動に関する情報提供や参加機会の充実に取り組みます。
- 食生活による生活習慣病を予防するため、食生活改善推進員連絡協議会の活動を強化し、食生活の改善や栄養指導の充実を図ります。
- うつ病等への偏見をなくし、悩みを解消していくため、多様な相談機関の周知を図り、専門医療機関等にも往診しやすい環境づくりを進めます。

主な事務事業等

- 健康都市宣言事業
- 健康サロン事業等
- 健康フェスタ、ヘルスウォーキング事業
- こころの相談・こころの健康セミナー・こころの体温計・ゲートキーパー研修会

施策 1-1-3 感染症予防の推進

- 感染症予防に関する意識の啓発や情報の発信に努め、予防接種率の向上を図ります。

主な事務事業等

- 母子保健事業・予防接種事業

施策 1-2 高齢者福祉の充実

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

○介護保険の適正な運営、介護予防・地域支援事業の実施：被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、「地域支援事業※¹」を実施しました。

①介護予防事業（介護予防教室、スポット訪問事業、介護予防講演会など）

②包括的支援事業（地域包括支援センター※²による総合相談や高齢者虐待対応など）

③任意事業（家族介護用品支給事業、家族介護者教室）

○高齢者の生きがい・社会参加の推進：高齢者が培った知識や経験を活かせる場であるシルバー人材センターの活動支援、学習意欲を受け止める場として高齢者大学（悠々塾）を開催しました。また、地域のボランティア活動や健康維持のためにスポーツ大会へ参加する高齢者クラブへの支援を行い、高齢者が参加しやすい環境づくりに努めてきました。

【主な課題】

○高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制「地域包括ケアシステム※³」の構築が必要となってきています。また、「地域包括ケアシステム」を構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める必要があります。

○高齢社会の進行に伴い、高齢者が積極的に社会参加できる場、環境づくりをより一層充実させることが必要です。また、就労を通じた社会参加を図ることが必要です。

図表 介護保険の状況

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
高齢者人口〔人〕	6,905	7,069	7,135	7,246	7,516
要支援者数 （要支援 1・2）〔人〕	181	181	176	173	233
要介護者数 （要介護者 1～5）〔人〕	687	704	771	819	827
認定率〔％〕	12.6％	12.5％	13.3％	13.7％	14.1％
在宅サービス給付費 〔千円〕	595,905	628,149	723,646	762,559	783,124
施設サービス給付費 〔千円〕	559,836	586,160	613,240	686,835	742,365

資料：保険年金課

※¹ **地域支援事業**：高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

※² **地域包括支援センター**：高齢者が地域で生活していくために、介護、医療、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関。

※³ **地域包括ケアシステム**：地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供するしくみ。

2 施策が目指す姿

○高齢者が地域社会の中でいきいきと暮らし、介護が必要になっても安心して暮らせる体制が整っています。

3 施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
7	介護予防事業への参加者数	2,103 人／年	H24	2,400人／年	保険年金課
8	自立高齢者割合（要介護認定を受けていない割合）	85.4%	H24	86.0%	保険年金課
9	シルバー人材センターの登録者数	217 人	H25	250 人	市民福祉課
10	高齢者クラブ連合会への加入者数	2,681 人	H25	3,000 人	かすみ保健福祉センター

4 基本事業の展開

介護サービスを必要とする高齢者に対し、介護保険制度の適正運営により円滑なサービスの提供に努めるとともに、地域の中で自立して暮らせる包括的なケア体制づくりを進めます。

一方で、高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らせる環境づくりに向けて、介護予防の充実を図り、元気な高齢者に対しては、積極的に社会に参加する機会の提供や地域における支え合いの環境を創出し、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

施策 1-2-1 保健、医療、福祉の連携

○今後も増加する高齢者やその介護を支える体制づくりを行うため、保健、医療、福祉施策の連携を強化するとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医師会、事業所などの組織連携を深め、継続的・包括的なケア体制づくりを進めます。

○一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加に対応するため、高齢者に関する情報について、適切な管理の下で、行政や各種団体間における情報共有を図るとともに、高齢者が安心できる環境づくりを進めます。

主な事務事業等

- 安否確認ふれあい事業
- 在宅寝たきり高齢者等家族介護用品支給事業
- 地域ケアシステム推進事業
- 一人暮らし高齢者緊急通報システム

施策 1-2-2 介護保険の適正な運営

- 介護保険事業については、高齢者人口の増加やニーズの変化に対応した適切なサービス提供体制を確保するため、高齢者福祉及び介護保険に関する計画の更新を行います。
- 介護保険制度に対する理解を深めるため、制度の概要や変更について、広報紙などによる定期的な情報発信に取り組むとともに、市の介護保険事業に関する広報資料の作成・配布などの情報提供の充実を図ります。

主な事務事業等

- 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- 介護保険事業（介護給付費等）

施策 1-2-3 介護予防・地域支援事業の実施

- サービス対象者の身体機能の維持・向上を図るため、地域包括支援センターを中心として、介護予防施策や生活支援サービスを提供します。
- 介護予防の推進を目指し、高齢者を対象としたシルバーリハビリ体操の普及・啓発、シルバーリハビリ体操指導士の養成に努めます。
- 在宅介護などを支援するため、専門相談機関に関する情報提供、高齢者虐待の防止に努めるとともに、総合相談支援の充実に向け、既存のネットワークを活用した高齢者の実態・家族状況の把握などに取り組めます。
- 高齢者が安心して暮らせる環境づくりのため、成年後見人制度、権利擁護事業など、高齢者を守る制度の啓発を図ります。

主な事務事業等

- 地域包括支援センター業務委託事業
- 介護予防事業（委託及び直営）
- 地域支援事業

施策 1-2-4 高齢者の生きがい・社会参加の推進

- 高齢者が生涯現役として社会に参加する機会や生きがいづくりの充実に取り組めます。
- 就労を通じた社会参加のために、高齢者の知識や経験を活用するシルバー人材センターの職種を増やし、会員増強を図りながら、センターの充実に努めます。
- 高齢者等の外出を支援するため、持続性のある新たな公共交通システムの構築に向けて検討します。

主な事務事業等

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ●高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 | ●シルバー人材センター補助事業 |
| ●高齢者生きがい事業（敬老会） | ●外出支援サービス事業 |
| ●高齢者クラブ連合会補助事業 | ●高齢者大学（悠々塾）事業 |

【関連計画】

◆潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）
（H24～26年度）

5

潮来まちづくりトピックス

©潮来市



- 高齢者の社会参加や長寿社会に対応した健康高齢者の育成を目指して、グラウンドゴルフや輪投げ等のスポーツ事業を積極的に行っています。
- 高齢者が相互に教え、学び、育てる高齢者のための開かれた塾として、生涯を通していきいきと生活を営むために各種講座を行っております。



スポーツ推進（輪投げ）



高齢者大学（悠々塾）

施策 1-3 障がい者福祉の充実

1 前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 障がい者福祉サービスの充実：平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障がいのある人の自立を促進し、地域で暮らせるサービスや地域づくりに求められる相談支援等を充実し、制度に対応した専門的知識を有する人材の育成・確保を進めました。
- 社会参加の促進：地域で暮らせる体制づくりに向けて、医療、看護、介護の専門家、団体、施設等との連携強化を図り、地域ケア体制の充実に努めました。
- 教育や就労に向けた自立支援体制づくり：障がいのある子どもたちに対し、特別支援教育の充実を図るとともに、安心して就学できるよう取り組みました。さらに、発達相談等を活用しながら早い段階から発見、相談、支援に対応してきました。

【主な課題】

- 平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法※」へと変わり、「障害者」の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されることとなりました。
- 「障害者総合支援法」は、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものです。本市においても、法に基づき新たな障害者福祉計画を策定・実施していくことが必要となっています。

図表 障害者手帳交付者の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）〔単位：人〕

区 分	18 歳未満	18 歳以上	計
身体障害者手帳	18	974	992
視 覚 障 害	2	77	79
聴覚・平衡機能障害	4	86	90
音声・言語障害	0	8	8
肢 体 不 自 由	9	524	533
内 部 障 害	3	279	282
療 育 手 帳	40	158	198
④	7	30	37
A	6	54	60
B	10	42	52
C	17	32	49
精神障害者保健福祉手帳	125		

資料：市民福祉課

※障害者総合支援法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの。

2

施策が目指す姿

○障がいへの理解が進み、必要なサービスを利用しながら、就労や社会参加する障がいのある人が増え、地域社会との共生が実現されています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
11	障がい者福祉サービスの利用者数	184人／年	H24	195人／年	市民福祉課

4

基本事業の展開

障害者総合支援法に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための各種相談、在宅福祉サービスの円滑な利用、ケアマネジメント※体制の整備などを推進します。

施策 1-3-1 障がいに対する市民理解

○共生社会の実現のために、社会的障壁を除去し、社会参加の機会の確保に努めます。
○市民の理解を推進するために福祉教育・啓発活動の充実をし、障がいのある人との交流事業を図ります。

主な事務事業等

- 研修・啓発事業
- 成年後見制度普及啓発事業

施策 1-3-2 障がい者福祉サービスの充実

○障害者総合支援法に基づき、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者福祉計画を策定します。
○地域社会との共生を実現するために、相談支援体制の充実、福祉サービスの提供、介護者の負担軽減などの必要な支援を総合的に実施します。
○個別の状況に適切により良く対処できるよう専門職を育成します。
○障がいの疑いのある子どもの就学や就労などについて、保健・福祉・教育機関、施設等と連携しながら支援に努めます。

※ケアマネジメント：障がいのある人一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや社会資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにするしくみのこと。

主な事務事業等

- 特別障害者手当等給付事業
- 在宅障害児福祉手当等給付事業
- 自立支援医療給付事業
- 地域生活支援事業
- 障害者自立支援給付事業
- 障害者福祉計画策定事業

施策 1-3-3 社会参加の促進

○社会に参加しやすい環境を創出するため、福祉支援を行うボランティア・NPO※などの人材育成、社会福祉協議会との連携による支援体制に取り組みます。

○就労機会を促進するために、福祉施設やハローワーク、商工会等との連携を図ります。

主な事務事業等

- 自動車運転免許取得・改造助成事業
- 奉仕員養成研修事業（手話、点字等）
- 地域自立支援協議会運営

【関連計画】

- ◆障害者計画（H24～29年度）
- ◆第3期障害者福祉計画（H24～26年度）

5

潮来まちづくりトピックス

©潮来市

○地域社会における共生を目指し、障がい者スポーツ大会等の行事や広報を通して、障がいについての理解を深めています。



障がい者スポーツ大会

※NPO：Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野で活躍する団体。民間非営利組織。

施策 1-4 子育て支援の充実

1 前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 次世代育成地域行動計画の推進、乳幼児保育サービスの充実：安心して子育てできる環境づくりに向けて、平成 22 年 3 月に次世代育成地域行動計画を見直し、多様化・高度化するニーズに対応した保育サービスの充実を図ることができました。さらに、平成 25 年度には子ども・子育て会議を設置し、市内の子育て支援の需要を把握するための調査を行いました。
- 子育て相談・支援体制の充実：家庭児童相談室を活用した相談支援事業、子育て広場を利用した保護者間の交流も活発となり、ファミリーサポートセンターの普及に向けた広報等に力を入れることができました。また、子育て支援の観点から、県の医療費助成事業「マル福制度※1」を市独自に拡充し、子どもの健康維持促進と保護者の負担軽減に努めました。
- 出会いの場づくり・結婚対策：出会いの場づくりとして、婚活イベントを開催し、結婚への意識付けをすることができました。

【主な課題】

- 少子高齢化が進行する中、子育てを巡る課題の解決を目指し、「子ども・子育て関連 3 法※2」が平成 24 年 8 月に可決・成立し、「子ども・子育て支援新制度※3」が平成 27 年 4 月から施行される見込みとなりました。「子ども・子育て支援新制度」では、1.質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2.保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、3.地域の子ども・子育て支援の充実が目的とされています。これに伴い、本市においても子ども・子育て支援策の見直しが必要となっています。
- 平成 26 年度には子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成 27 年度から事業を推進するための体制づくりが急務となっています。
- 人口減少、少子高齢化対策として、若者の出会いの場づくりや結婚対策がこれまで以上に重要となっています。

図表 保育所(園)の入所状況の推移（各年 4 月 1 日現在）

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
民間：入所児 〔人〕	500	474	455	450	442
公立：入所児 〔人〕	114	97	66	63	62
入所率 〔％〕	99.00	92.10	93.00	91.60	90.00

資料：市民福祉課

※1 **マル福制度**：小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者などの医療福祉受給対象者の方が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度。

※2 **子ども・子育て関連 3 法**：「子ども子育て支援法」「子育て就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 **子ども・子育て支援新制度**：質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの。

2

施策が目指す姿

○地域全体で子どもたちの成長を見守り、安心して子どもを育てられる環境が整っています。
○若者の出会いや交流があり、地域が活気づいてきています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
12	保育の実施率 （総保育児童数／希望人員）	100%	H25	100%	市民福祉課
13	延長保育利用者率 （利用児童数／総保育児童数）	21.5%	H25	25.0%	市民福祉課
14	ファミリーサポートセンター利用 件数	205 件／年	H25	250 件／年	市民福祉課
15	ファミリーサポートセンター会員 数	248 人	H25	300 人	市民福祉課
16	子育て広場の設置数・参加者数	3,916 ² 箇所 人／年	H24	5,000 ² 箇所 人／年	市民福祉課

4

基本事業の展開

世帯構成の多様化が進む中で、誰もが安心して子育てができる環境を創出するため、新たな制度に対応した子ども・子育て支援計画を策定し、多様化・高度化するニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、地域や学校、家庭と一体となり、安心して子どもを生み育てる環境づくりに向け、相談窓口の充実や子育て広場を利用した保護者間の交流、ファミリーサポートセンターの拡充など、子育て世代のニーズに対応した事業を総合的に推進していきます。

また、本市の定住人口増加につなげるため、市内外の若者の出会いの場づくりや交流機会の創出に取り組みます。

施策 1-4-1 子ども・子育て支援事業計画の策定・推進

○変化するニーズに対応した子ども・子育て支援に取り組むため、教育・保育両分野の関係者や子育て当事者の参画を得た子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

主な事務事業等

- 子ども・子育て支援事業計画策定・推進

施策 1-4-2 幼児教育・乳幼児保育サービスの充実

- 基本的な生活習慣を身につけさせることを基本に、幼児一人ひとりの発達や学びにあわせた適切な指導を行い、幼稚園・保育所(園)における教育内容・施設環境の充実を図ります。
- 多様化・高度化する子育てニーズに対応するため、延長保育、一時保育などの保育サービスの充実を図るため、各施設に対する支援を行います。
- 保護者の所得状況に応じて、入園料・保育料を支援し、保護者の負担軽減を図ります。

主な事務事業等

- 延長保育促進事業
- 幼稚園預かり保育事業
- 児童保育委託

施策 1-4-3 子育て相談・支援体制の充実

- 子育て世代が、子育てに関する悩みや問題などを気軽に相談できるよう、子育ての知識と経験を持つ保育士等による子育て相談や子育て世代の交流の場となる「子育て広場^{※1}」の充実を図ります。
- 子育てをする家庭を支援するため、保育所等への送迎や一時預かりを行う「ファミリーサポートセンター」の利用促進を図るとともに、円滑な運営を支援します。
- 子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、放課後学童クラブ^{※2}の取り組みを推進します。
- 子どもの健康を保持し保護者の経済的負担を軽減するため、医療福祉制度（マル福）の充実に努めます。

主な事務事業等

- 放課後学童クラブ
- ファミリーサポートセンター事業
- 子育て広場事業
- 医療福祉事業（マル福）（市単独分）

施策 1-4-4 ひとり親家庭への生活・自立支援

- 世帯構成の多様化が進む中で、ひとり親家庭に対する支援を充実するため、母子自立支援員や民生委員、児童委員との連携強化を図り、子育てや就労などの課題の解決に向けた相談や支援制度の充実に努めます。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当や医療福祉制度など各種制度の周知・活用を図ります。

主な事務事業等

- 就労支援事業

※1 **子育て広場**：子育てで悩みを持つ母親や同年齢のお子さんを持つ仲間同士でお話をしたり、楽しく遊んだりする場。幼児と親が自由に参加できる。

※2 **放課後学童クラブ**：仕事や病気などで昼間、保護者のいない家庭の児童を放課後等に預かり、遊びや集団生活の場を提供して、子どもたちの健全な育成を図る事業。

施策 1-4-5 出会い・交流の機会創出

○いばらき出会いサポートセンター※や他自治体、コミュニティ等の協力を得て、イベントの企画・開催などを行い、若者の出会いの場を創出します。

○「出会いサポート申込書」による登録制度の周知を図るとともに、登録者の結婚仲介・相談等、結婚に向けた機会づくりを支援します。

主な事務事業等

●出会いの場づくり・結婚対策事業

【関連計画】

◆潮来市次世代育成支援地域行動計画 後期計画
(H22～26年度)

5 潮来まちづくりトピックス

©潮来市

○地域でのあいさつや声かけを通じた地域の子どもたちの見守り、世代間交流、ファミリーサポートセンターの登録・利用促進など、地域でできる子育て参加を進めています。

○家庭児童相談室等を通じた子育ての悩みや困りごとの相談のほか、子育て広場等を利用した交流と仲間づくりを定期的に行っています。

○子育てガイドマップを作成し、子育てに関する情報提供を行っています。



子育て広場（七夕祭り）



子育てガイドブック

※いばらき出会いサポートセンター：少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の流れを変えるため、結婚相談やパートナー紹介、県民自らが主体となった結婚支援活動の展開、出会いをサポートすることを目的とする組織。

施策 1-5 医療体制の充実

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 地域医療体制の強化：市内をはじめ近隣自治体における医療機関の情報をホームページに掲載し、市民が安心して医療が受けられるように努めました。
- 休日及び夜間医療体制の安定化、夜間小児救急医療体制の充実：在宅当番医診療について、広報紙やホームページを活用し、積極的に情報を発信しました。また、小児救急については24時間365日、安心して診療を受けられるよう努め、あわせて「茨城子ども救急電話相談」等の小児救急に関する情報提供を行いました。

【主な課題】

- 救急出動件数は全国的に年々増加しており、真に緊急を要する方への対応が遅れ、救命率に影響が出る恐れがあります。本市においても、救急医療の適正利用について、市民に向けての広報活動を充実させ、緊急の際に救急医療を安心して利用できるよう、啓発に努める必要があります。
- 本市の医療施設としては二次救急医療施設※がないことから、今後は県や近隣自治体等の関係機関と情報交換を図り、行政の枠にとられない広域医療圏での連携が重要です。

図表 休日・夜間診療の状況

〔単位：件〕

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
休日在宅当番医診療件数	2,652	3,002	2,307	2,779	2,964
鹿嶋市夜間小児救急診療所診療件数	253	354	324	366	354

資料：かすみ保健福祉センター

2

施策が目指す姿

- 市内または周辺地域で、市民がいつでも安心して医療が受けられます。

3

基本事業の展開

- 近隣自治体、医師会等との協力のもと、地域医療体制の充実に努め、休日や夜間なども安心して医療が受けられる体制づくりに取り組みます。

※二次救急医療施設：地域の病院（一般の総合病院や国公立病院など）がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関を指す。原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるもの。

施策 1-5-1 地域医療体制の連携

- 医師不足や診療科目の不足に対応するため、近隣自治体や医師会と連携し、地域医療体制の充実、診療科目の不足解消などに努めます。
- 救急医療の適正利用についての啓発とともに、「まずはかかりつけ医へ」という市民の受療行動の普及・啓発を図ります。

施策 1-5-2 救急医療体制の安定化

- 緊急時に適切な医療を受けられるよう、鹿行南部地域※の救急医療体制の安定・充実に向けて、近隣自治体や関係機関との連携を進めるとともに、引き続き市民への情報提供に努めます。
- 将来のある子どもたちが適切な救急医療を受けられるよう、近隣自治体や関係機関と連携し、夜間小児救急診療所の充実や情報提供に努めます。

主な事務事業等

- 在宅当番医制運営事業
- 輪番制病院運営事業
- 夜間小児救急診療所運営事業

4

潮来まちづくりトピックス

©潮来市



- 市内をはじめ近隣自治体における医療機関の住所、連絡先、市内休日当番医カレンダーを広報紙やホームページに掲載しています。
- 子どもの急な病気に対応できるよう、ホームページやパンフレットなどで小児救急に関する情報提供を行っています。



小児救急パンフレット

施策 1-6 地域福祉の推進

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 地域福祉計画の策定：平成 25 年 3 月に、本市でははじめてとなる「地域福祉計画※¹」を策定し、同時に社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を策定しました。計画策定にあたっては、アンケートやパブリックコメント※²により市民の意向を反映しています。
- 市民の意識啓発：「広報いたこ」や「社協だより（きずな）」、各種イベントを通じて普及・啓発を図るとともに、ホームページなどを活用して福祉に関する理解促進に努めました。また、学校教育では、高齢者との交流・体験授業や、ゴミ拾いボランティア活動などが行われました。
- 地域福祉ネットワークの形成：地域住民やボランティアの協力により、登下校時の防犯パトロールなどが積極的に行われています。また、東日本大震災を契機に、県社会福祉協議会や災害ボランティアの支援の輪が広がり、復旧・復興にご尽力いただきました。
- 暮らしや福祉に関する相談体制の充実：市役所や各種相談員等が日々相談に応じているほか、社会福祉協議会では心配ごと相談や法律相談を毎月開催し、市民の心配ごと解決に至る継続的な対応に努めています。

【主な課題】

- 地域には様々な人が暮らし、考え方や生活習慣なども異なるため、お互いのことを理解し、支え合う気風のあるまちづくりを進めることが必要です。また、地域活動やボランティア活動に関わるきっかけや仲間づくりが求められています。
- 本市は、地域のつながりが深く、住民交流も図られてきましたが、少子高齢化の進行とともに、従来の行事等を維持するのが困難な状況もみられます。従来の地域の役割を補完するため、身近な相談場所の確保、外出・交流しやすい環境整備、情報の提供等を促進することが必要です。
- 東日本大震災をきっかけとして、地域の役割が見直されています。市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに向けて、災害時などの見守り活動や協力体制の充実等が必要となっています。

2

施策が目指す姿

- 地域福祉活動に参加する市民が増え、地域とともに支え合う体制が整っています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
17	ボランティア登録団体数と人数	38団体 705人	H24	40団体 750人	市民福祉課
18	地域ケアチーム数	189 チーム	H24	200 チーム	市民福祉課

※¹ **地域福祉計画**：地域での助け合いやボランティア活動の推進と、福祉に関する相談や福祉サービスが身近な地域で利用でき、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるためのしくみをつくる計画。

※² **パブリックコメント**：生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

4

基本事業の展開

子ども・高齢者・障がいのある人が、交流しともに支え合う社会の実現を図るため、地域や学校活動などで、ノーマライゼーション※意識の醸成を図るとともに、主体的に地域福祉活動を実践する環境づくりを推進します。

施策 1-6-1 福祉意識の醸成

- 高齢者や障がいのある人との交流を促進するため、福祉団体の開催するスポーツ大会や行事への幅広い年齢層の参加を促進するとともに、交流機会の充実に努め、市民の福祉意識の高揚を図ります。
- ノーマライゼーション意識の醸成を図るため、講演会開催や活動事例に関する情報を広報紙で紹介するなど、各種啓発活動の充実に努めます。
- 地域福祉活動を体験する機会として、ボランティア活動に関わるきっかけづくりや、講座・講習会の開催などに努めます。

主な事務事業等

- 福祉意識の普及・啓発

施策 1-6-2 相談体制の充実

- 地域の中で誰もが自分らしく生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図ります。
- 福祉に関する相談、支援の中心的役割を持つ社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会活動の充実を図るため、定期的な研修会を実施します。

主な事務事業等

- 民生委員・児童委員研修会

施策 1-6-3 地域福祉ネットワークの形成

- 地域で支え合う環境づくりを推進するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員に対する支援の充実に取り組むほか、福祉ボランティアやNPOの育成・支援に努めます。
- 地域福祉の充実に向け、各種団体の連携を促進するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉ボランティア・NPO等の関係者とネットワークを形成します。
- 高齢者・障がいのある人などが、災害時において安全に避難できるよう、地域や福祉関係部局と連携し、避難行動要支援者に対する支援体制を構築します。
- 福祉関係団体などの活動を支援するため、公共施設や民間施設の有効活用を図ります。

主な事務事業等

- 社会福祉協議会補助

※ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方。

施策 1-6-4 交流しやすい環境づくり

○公共施設や道路などについてのバリアフリー※¹化・ユニバーサルデザイン※²化を促進します。

主な事務事業等

- 歩道の切り下げ工事

【関連計画】

- ◆潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(H25～29年度)

5

潮来まちづくりトピックス

©潮来市



○子どもたちの福祉への理解を高めるために、視覚障がい者の立場になって日常生活を体験することで、人にやさしいまちづくりへのステップとしています。

○地域福祉の意識の高揚のために、地域の方々が一人暮らしの高齢者世帯への給食サービスを実施しています。住み慣れた地域でともに助け合いながら生活していける環境を整えています。



子どもたちの福祉体験



高齢者世帯への給食サービス

※1 バリアフリー：歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障がいのある人の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。

※2 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインしていこうとする考え方。

施策 1-7 社会保障制度の適正な運用

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

○国民健康保険制度の安定運営：歳入面では、保険税の収納率向上のため、口座振替やコンビニ収納の奨励、納税相談の実施、滞納整理の強化を図りました。歳出面では、被保険者の資格管理の推進、不正受給に関するレセプト点検の充実・強化、安価なジェネリック医薬品（後発医薬品）※1の使用促進、特定健康診査等による疾病の早期発見・早期治療、健康づくり推進事業や健診結果に基づいた個別保健指導による予防事業等を推進し、医療費の抑制に努めてきました。

○国民年金制度の適正化：老後の生活設計の基盤となる年金制度について、信頼回復や制度への理解を高めるため、相談窓口対応の充実を進めました。

○後期高齢者医療制度の運営：平成 20 年度に「後期高齢者医療制度※2」が創設され、対応を進めました。

【主な課題】

○国保特別会計の赤字解消のため、これまでの取り組みのほか、保険税の改定や一般会計からの繰入などの歳入面の対策が必要となっています。

○国保の運営が、平成 29 年度を目途に都道府県に移行予定であり、今後国の動向を適切に捉えて対応していくことが必要となっています。

○現役世代を含む生活困窮者が増加しており、生活支援や就労支援を強化し、自立を促進していくことが必要です。

図表 社会保障費の推移

〔単位：百万円〕

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
基礎年金受給額 （国民年金分）	3,854	3,986	4,142	4,308	4,491
国民健康保険 給付費	2,270	2,359	2,405	2,722	2,655
後期高齢者 医療給付費	2,046	2,409	2,421	2,501	2,562

資料：保険年金課

図表 生活保護の状況

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
被保護世帯数 〔世帯〕	154	153	166	165	170
被保護実人数 〔人〕	213	203	218	204	206

資料：市民福祉課

図表 特定健康診査の推移

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
受診者数〔人〕	2,168	2,446	2,466	2,460	2,506
受診率〔％〕	30.0	33.8	34.6	34.9	35.7

資料：保険年金課

※1 ジェネリック医薬品（後発医薬品）：医療用医薬品には、新しく開発・販売される「先発医薬品（新薬）」と、先発医薬品の特許が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分で製造・販売される「後発医薬品」がある。一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安い。

※2 後期高齢者医療制度：平成 20 年度から新設された 75 歳以上（一定の障がいがあると認定されたときは 65 歳以上）の方が加入する公的医療保険制度。

2

施策が目指す姿

○社会保障制度が適切に運営され、市民が安心して生活しています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
19	国民健康保険税の収納率（現年度分）	91.7%	H24	92.0%	税務課
20	介護保険料の収納率（第1号被保険者）	94.6%	H24	97.0%	保険年金課
(5)	特定健診受診率（再掲）	35.7%	H24	60.0%	保険年金課
(6)	特定保健指導実施率（再掲）	54.8%	H24	75.0%	かすみ保健福祉センター

4

基本事業の展開

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、医療費負担、保険税賦課の適正化に取り組むとともに、収納率の向上に対する取り組みを進めます。

また、医療費の増加を抑制するため、特定健康診査※の実施や受診の啓発に取り組み、健康づくりと疾病予防を図ります。

さらに、制度改正などに対応しつつ、国民年金制度の周知、制度への加入促進を図るため、広報や相談事業に努めるほか、要保護世帯及び生活保護世帯に対する支援の適正化と、関係機関と連携した支援を進め、自立を促進します。

施策 1-7-1 国民健康保険制度の安定運営

○伸び続ける医療費抑制のため、予防医療の普及・啓発を図るとともに、医療費の受診データと特定健診のデータを活用した、国保加入者の実態把握と、適切な保健指導を進めます。

○国保税の収納率の向上を目指し、納税の利便性の向上と徴収体制の強化を図るとともに、適正な課税に努めます。

主な事務事業等

- 国保特別会計の健全運営
- 特定健康診査・特定保健指導の充実

※特定健康診査：生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うもの。

施策 1-7-2 国民年金制度の加入促進

○無年金者、低年金者をなくすため、公的年金制度の重要性について周知し加入の促進を図るほか、保険料の免除などについて、きめ細やかな相談窓口対応の充実を図ります。

主な事務事業等

- 相談窓口対応の充実

施策 1-7-3 後期高齢者医療制度の運営

○高齢化社会に適した医療サービスの提供と、医療費負担の適正化を目指し、引き続き後期高齢者医療制度の周知を進めるとともに、健康づくりや予防医療に関する啓発に取り組みます。

主な事務事業等

- 後期高齢者医療特別会計の健全運営

施策 1-7-4 低所得者の自立支援

○低所得者については、それぞれの世帯の実情に鑑みた自立促進や支援充実を図るため、民生委員・児童委員や関係機関との連携による相談・指導体制の充実を進めます。
○ハローワークや関係機関と連携した就労支援を強化し、自立を促進します。
○生活福祉資金など各種制度の周知を図り、活用を促します。

主な事務事業等

- 生活保護事業（相談・指導、就労支援）

【関連計画】

- ◆第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画（H25～34年度）